明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院一）　二

〔告　示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁九）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務一二）　三
○特定国外派遣組織を指定する件（同一三）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務一〇）　三
○国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の附属書の改正に関する件（外務五七）　三
○有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の附属書の改正に関する件（同五八）　三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一九）　四
○製材の日本農林規格の全部を改正する件（農林水産一九五）　四
○製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（同一九六）　五
○製材についての検査方法の一部を改正する件（同一九七）　五
○製材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一九八）　五
○食品における相対モル感度を利用した定量法に関する一般要求事項の日本農林規格を制定する件（同一九九）　五
○米中の4―アミノ酪酸（ＧＡＢＡ）の定量―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格を制定する件（同二〇〇）　六
○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件（同二〇一）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域の一部を改正する件（経済産業五）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（同六）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五七～六〇）　七
○水先人に免許を与えた件（同六一）　七
○平成二十四年国土交通省告示第百二十五号（自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める額を定める告示）の一部を改正する告示（同六二）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一三、一四）　七
○道路に関する件（四国地方整備局二）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一四）　八

〔国会事項〕

内閣　外務省　最高裁判所　八

〔人事異動〕

官庁事項　八

〔官庁報告〕

指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）　八
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
北海道開発局公示（北海道開発局）　一〇
通　運　一〇
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、犯罪被害財産支給手続開始決定、金融サービス仲介業者保証金取戻し、特定保険募集人の所在の確知等、税理士懲戒処分、国営土地改良事業の工事完了関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一三

特殊法人等
日本銀行基準割引率および基準貸付利率変更関係　二六

会社その他

規則

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月三十一日

会計検査院長　田中　弥生

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二東京地下鉄株式会社の項を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　令和六年十月二十二日以前の期間に係る東京地下鉄株式会社の計算証明については、なお従前の例による。